

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令について

国土交通省では、トラックドライバーの長時間労働の要因のひとつとなっている「荷待ち時間の削減」を図るうえで、待ち時間を生じさせている荷主への勧告等の発動要件に係る確認のため、下記概要のとおり、貨物自動車運送事業安全規則第8条第1項（乗務等の記録）及び第9条の4（適正な取引の確保）を改正し、荷主都合による待ち時間の実態把握をし、過労運転の防止につなげるもの。

記

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令について

1. 背景

トラック運送業は、国内貨物輸送の4割強を担う重要な産業である一方、平成2年以降の規制緩和後、事業者数は約1.6倍に増大し、全体の約99%が中小企業となっている。そのため、荷主に比べて立場が弱く、荷待ち時間の負担を強いられる等の取引環境上の課題がある。

今般、トラックドライバーの長時間労働の要因の1つとなっている荷待ち時間の削減を図る上で、荷待ち時間を生じさせている荷主への勧告等の発動に係る確認の一助等とするため、貨物自動車運送事業輸送安全規則に定める乗務記録の内容等について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

(1) 乗務等の記録（第8条関係）

第8条では、一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者（以下「一般貨物旅客自動車運送事業者等」という。）は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに休憩又は睡眠をした場合の地点・日時等の記録をするよう定めているところ、荷主の都合による荷待ち時間の実態を把握し過労運転の防止につなげる観点から、

- ・集荷及び配送を行った地点（以下「集荷地点等」という。）
- ・集荷地点等への到着日時及び集荷地点等からの出発日時
- ・集荷地点等における荷積み及び荷卸しの開始及び終了日時

についても乗務記録の対象として新たに追加することとする。（ただし、車両総重量が85トン以上又は最大積載量が5トン以上の車両を対象とする。）

(2) 適正な取引の確保（第9条の4関係）

第9条の4では、一般貨物自動車運送事業者等は、輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならないと定めているところ、荷待ち時間を解消するためには荷主の理解と協力が不可欠であることから、荷主の都合による荷待ち時間に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送の防止についても、適正な取引の確保の努力義務の目的として新たに追加することとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：平成29年5月31日

施行：公布日から一月を経過した日

○国土交通省令第三十四号
 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第十七条第四項(同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十九年五月三十一日
 国土交通大臣 石井 啓一

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令
 貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十二号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

	改正後	改正前
2 七・八 (略)	<p>(乗務等の記録)</p> <p>第八条 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。</p> <p>一五 (略)</p> <p>六 車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあっては、次に掲げる事項</p> <p>イ 貨物の積載状況</p> <p>ロ 荷主の都合により集貨又は配達を行った地点(以下「集貨地点等」という。)で待機した場合にあっては、次に掲げる事項</p> <p>(1) 集貨地点等</p> <p>(2) 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時</p> <p>(3) 集貨地点等に到着した日時</p> <p>(4) 集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時</p> <p>(5) 集貨地点等で、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務(以下「附帯業務」という。)を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時</p> <p>(6) 集貨地点等から出発した日時</p>	<p>(乗務等の記録)</p> <p>第八条 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。</p> <p>一五 (略)</p> <p>六 車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあっては、貨物の積載状況</p>
2 七・八 (略)		

(適正な取引の確保)
 第九条の四 一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更、荷主の都合による集貨地点等における待機又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

(適正な取引の確保)
 第九条の四 一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

附則
 この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。